

各関係機関 殿

青森県危機管理局消防保安課長

(公 印 省 略)

高圧ガス消費設備の適切な点検実施について (依頼)

本県の産業保安行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省から次のとおり高圧ガス消費設備の適切な点検実施について注意喚起がありましたので、高圧ガス消費設備取扱者への注意喚起について御協力をお願いいたします。

【高圧ガス消費設備の適切な点検実施について (注意喚起)】

令和4年8月24日(水)、病院で患者に使用されている医療用酸素容器について、主容器の酸素残量が無くなり予備容器に切替えられたものの、予備容器の元弁が閉止していたことにより、患者への酸素供給が途絶え、患者1名が死亡、2名が重傷となる被害が発生しました。

事故前日に、ガス会社が当該予備容器を交換した際、液取出し弁と放出弁にフレキシブルホースを接続し、配管元弁は開放したが、予備容器の液取出し弁と放出弁自体を開放しておらず、また、容器交換後に点検等を実施したものの、当該容器が「閉」状態となっているにも係わらず、「開」と表示するとともに、異常が無い旨日常点検表に記入していたものです。

高圧ガスの消費については、消費設備の使用開始時・使用終了時の消費施設の異常の有無の点検、一日一回以上の消費設備の作動状況の点検を適切に実施し、異常があるときは、危険を防止する措置を講じることが必要です。また、医療ガスの場合、別紙参考のように適切な安全管理が求められているところです。

引き続き、高圧ガスの消費について、消費設備の適切な点検等にご注意の上、安全に実施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

担当	危機管理局消防保安課 産業保安グループ 小鹿
電話	017-734-9392